

給付奨学生の今後の流れについて

「誓約書」の提出

採用時のみ

◎記入例を参考に記入・押印（しおりP12）

5月27日消印有効

※貸与型奨学金も受けている方は、返還誓約書とそれに付随する書類も併せて提出する

現況届の入力

※1回生は入力必要なし

5月25日締切

2回生以上は「現況届の提出について」のプリントを確認して期限までに入力。

在籍報告 しおりP24

※採用初年度は7月と10月のみ。

◎4月 インターネットにより愛媛大学に在籍していることの報告

◎7月 インターネットにより愛媛大学に在籍していることの報告

◎10月 インターネットにより愛媛大学に在籍していることの報告

※在籍報告は、年3回あります。

※事前にスカラネットパーソナルに登録すること

継続願・適格認定 しおりP28

卒業年を除き毎年1回

◎12月～1月 インターネットにより次年度の「給付型奨学金継続願」の提出

※貸与型奨学金も受けている方は、そちらも提出すること

**【重要】貸与型と給付型の適格認定の基準は異なります。
十分ご注意ください。**

支援区分の見直し

◎毎年10月 日本学生支援機構があなたの提出したマイナンバーを利用して所得状況を確認。確認の結果、支給停止や給付額が変わることがあります。

資産に関する確認

◎毎年4月 資産に関する申告を求め、基準に該当していない場合は当年度10月から1年間支給を停止します。

※詳細については、愛媛大学のHPでお知らせしますので、こまめに確認するようにしてください。

※その他「留学」「休学」等の異動や「通学形態の変更」等ありましたら、図書館1F学生生活支援課までお問い合わせください。

TEL : 089-927-9168

MAIL : syougaku@stu.ehime-u.ac.jp

誓約書

給付奨学金

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の新しい給付奨学金（大学等における学生の支援に関する法律第4条及び独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2に規定する学費奨学金をいう。）を下記のとおり受給するに当たり、機構の規則等によって規定した事項を遵守し、「給付奨学金の申し込み」及び「給付に同意の意思表示」を厳正に履行することを誓約します。また、給付奨学金として受給された後、毎年度、返済義務の発生があり、その償還に努むる義務が課せられて受給された奨学金（当奨学金）を支払うことができない場合があること（返済停止）を承知し、また、返済義務の発生は返済状況についても関係なく、返済義務の発生により、奨学金の支給は停止される場合があることも承知しています。この誓約があった場合には、奨学金としての権利が取り消され、支給された奨学金が当該学期の全額又は一部が返還される場合があることも承知し、同意します。

令和 2 年 4 月 1 日

奨学生本人の署名・押印

それぞれ本人が署名（同一筆跡は不可）

奨学生本人	奨学生番号	5	2	0	0	4	9	9	9	9	9	
	在学学校	日本学生支援大学									CD	7
	学籍番号	J12345										
	住所	〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7										
	電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	090-0000-0000								印
	氏名	給付 太郎		刀切ナキコウヲヲ								印
	署名	[署名欄]										
		平成 13 年 11 月 11 日生										
給付の条件 (予定)	給付の納期 (予定)	2024 年 3 月分		支援区分								第1区分
【添付書類】	奨学生本人の「住民票」(市区町村発行、個人番号の記載のないもの、コピー不可)											

印はそれぞれ見た目の違う物を使用（同一印は不可）

親権者または未成年後見人が署名・押印

親権者(1) または 未成年後見人	住所	〒226-1234 神奈川県横浜市 1-1-92										
	電話番号	045-999-9999	携帯電話番号	090-0000-9999								印
	氏名	給付 一郎		刀切ナキコウヲ イチロウ								印
	署名	[署名欄]										
	続柄	父										
親権者(2)	住所	〒226-1234 神奈川県横浜市 1-1-92										
	電話番号	045-999-9999	携帯電話番号	090-9999-0000								印
	氏名	給付 花子		刀切ナキコウヲ ハナコ								印
	署名	[署名欄]										
	続柄	母										

- ※1 各欄の署名・印字内容を修正する場合は、二重線で消滅し、押印欄に押印した印を訂正印として二重線の上に押印し、余白に正しい内容を記入してください。
- ※2 ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金受給条件の審査、奨学金の返済（返済義務発生を含む。）のために利用されます。ご署名を含む。が、学校、金融機関及び、また、行政機関及び公益法人等においてあなたの情報が提供されます。

【訂正方法】
誤った部分すべてを二重線で消して各自の印（押印欄と同じ印）を押し、当該欄内に再度正しい情報を記入 **しおりP14・15参照**

